

公共の場所での喫煙はやめましょう

市では、清潔で安全なまちづくりを推進し快適な生活環境を確保するため「豊橋市快適なまちづくりを推進する条例」により、全ての人は市内全域の道路、公園、広場、河川など公共の場所で喫煙をしないよう努めることと定めています。路上喫煙は、周囲の人にとって、やけどや被服の焼け焦げなどを引き起こす、大変危険な行為です。たばこは決められた場所でマナーを守って吸いましょう。

また、豊橋駅東口周辺は「路上喫煙禁止区域」です。この区域内で違反すると過料(2,000円)の対象となります。詳細はホームページ (<http://www.city.toyohashi.lg.jp/5493.htm>) をご覧ください。

問い合わせ: 安全生活課 (☎51・2303)



人・農地プランの更新について

「人・農地プラン」とは地域が抱える「人と農地の問題」を今後解決していくためのプランです。各種支援を受けるためには、プランに位置付けられることが必要です。次の日程で説明会およびプラン更新案の閲覧を実施します。

■説明会

とき: 12月28日(月)午前10時30分～11時30分 **ところ:** 市役所東83会議室(東館8階) **定員:** 40人(先着順) **その他:** 当日は農地中間管理機構の説明会も併せて実施します

■プラン更新案の閲覧

とき: 1月4日(月)～15日(金) **ところ:** 市役所農業企画課(西館3階) **対象:** 市内農家台帳登録者(本人および同一世帯員に限る) **持ち物:** 運転免許証など本人確認のできる身分証

[共通事項]申し込み: 不要 **問い合わせ:** 農業企画課 (☎51・2477)

情報あれこれ

改正労働者派遣法 改正労働契約法をご存知ですか

9月30日に労働者派遣法が改正され、労働者派遣事業はすべて許可制となりました。派遣事業主には、労働者への教育訓練などが新たに義務化されます。また、労働契約法では有期労働契約を繰り返して通算5年を超えた場合、希望する労働者は、期間の定めのない労働契約に転換できるとしています。対象者など詳細はお問い合わせください。

問い合わせ: 改正労働者派遣法について／愛知労働局需給調整事業部 (☎052・219・5587)、改正労働契約法について／愛知労働局労働基準部監督課 (☎052・972・0253)

楽しむ・学ぶ

支援・医療

相談

募集

情報あれこれ

情報ピックアップ

ご意見
募集します
パブリックコメント
(市民意見提出制度)

パブリックコメント(市民意見提出制度) みなさんの意見を募集します

■ええじゃないか豊橋推進計画Ⅱ(案)

ええじゃないか豊橋推進計画Ⅱ(案)は、シティプロモーション活動の事業展開を明らかにするものです。

募集期間 12月15日(火)～1月15日(金) **閲覧場所** 市役所シティプロモーション推進室(東館6階・

じょうほうひろば(東館1階、中央図書館、各窓口センター、パ

ブリックコメントホームページ (<http://www.city.toyohashi.lg.jp/6490.htm>) ほか **問い合わせ**

シティプロモーション推進室(〒440-8501住所不要 ☎

51・2179 ☎56・5711 ☎citypromotion@city.toyohashi.lg.jp)

■豊橋市行政改革プラン(素案)

豊橋市行政改革プラン(素案)は、効果的・効率的な行政運営を行うため、今後の行政改革の方針と具体的な取り組みを示すものです。

募集期間 12月22日(火)～1月21日(木) **閲覧場所** 市役所行政課

(東館5階)・じょうほうひろば、中央図書館、各窓口センター、パ

ブリックコメントホームページ **問い合わせ** 行政課(☎51・20

27 ☎56・07806 ☎gyosei@city.toyohashi.lg.jp)

「共通事項」その他 いただいた意見や、それに対する市の考え

方は、市のホームページなどで後日公表します。個々の意見に

直接回答することはありません **意見提出** 期間内に意見、住所

氏名(法人・団体の場合は所在地、名称、代表者氏名)、連絡

先(電話番号やEメールアドレス)を各問合せ※様式は自由ですが、Eメールの場合はテキスト形式で提出してください

文化財防火デー

昭和24年1月26日に法隆寺の金堂が炎上、国宝の十二面壁画が焼損しました。その後1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財の防火運動が行われています。貴重な財産である文化財を守り、後世に伝えることは私たちの大切な使命です。消防本部では、文化財防火査察や消防訓練を実施していますが、文化財を災害から守るためには、関係者をはじめ市民一人ひとりの連携・協力が必要です。この機会に文化財の防火について考えてみましょう。

■文化財消防訓練

とき:1月22日(金)午前10時 **ところ:**賀茂神社(賀茂町字神山)

[共通事項]問い合わせ:消防本部予防課(☎51・3115)

学校給食用物資納入の入札参加希望者は登録手続きをしてください

対象:平成28年度学校給食用物資納入の入札参加希望者(新規のみ) **主な申請資格:**①2年以上継続して営業している②納税義務を履行しているなど **登録方法:**1月12日～29日(土・日曜日を除く)午前8時30分～午後5時に申請書を(公財)豊橋市学校給食協会(〒441-8063 橋良町字向山4-41 南部学校給食共同調理場内)※申請書は申請期間内に(公財)豊橋市学校給食協会、ホームページ(<http://www.tees.ne.jp/kyushoku/>)で配布 **問い合わせ:**(公財)豊橋市学校給食協会(☎45・4511)



入札参加希望者は名簿登録手続きをしてください

対象:平成28・29年度(平成28年4月1日～平成30年3月31日)に建設工事・設計コンサルタントおよび物品調達・委託業務の入札参加を希望する方 **申請方法:**1月4日～2月15日(土・日曜日、祝日を除く)午前8時～午後8時に、あいち電子調達共同システム(<http://www.e-aichi.jp/>)を利用してパソコンから電子申請を行なったうえで、必要書類を送付してください※建設工事・設計コンサルタントに申請する方は、事前にICカード、カードリーダーを準備する必要があります。詳細は、あいち電子調達共同システムホームページ参照 **問い合わせ:**契約検査課(☎51・2150)

情報ピックアップ



「ほかほか」をもつひとつ。
みんなで節電しながらあったまろう

問い合わせ 温暖化対策推進室(☎51・2419)

冬の節電は、夏の節電よりも省エネ効果やCO2排出量の削減効果が高いと言われています。今までの節電に、さらにアイディアをプラスして節電に取り組みしましょう。生活や経済活動に支障のない範囲で、節電にご協力をお願いします。

■暖房消して 温かいところに集まろう「ウォームシェア」

「ウォームシェア」は、一人ひとりが暖房を使うのではなく、家族・近所で一つの部屋に集まったり、暖房を止めてまちなかへ出かけたり、みんなで暖かいところに集まることでエネルギーの節約につながるというものです。市公施設34か所をウォームシェアスポットとして開放していますので、ご利用ください。また、まち全体でウォームシェアを推進するため、市内の店舗などでもウォームシェアスポットとして参加していただける場所を募集しています。詳細はホームページ(<http://www.city.yokohashi.jp/7658.htm>)をご覧ください。

■節電・省エネチャレンジキャンペーン

どれだけ節電できたかな?

12～3月の4か月間で、前年同期と比較して電力消費量の削減を目指す「節電・省エネチャレンジキャンペーン」に参加してみませんか。参加者全員に参加賞を呈します。詳細はホームページをご覧ください。

※前年同期の電気使用量は、毎月の電力会社からのお知らせに記載されています。

家庭での節電対策例

- ・ウォームシェアスポットを利用する
- ・エアコンやこたつ、ホットカーペットの設定温度を控える
- ・エアコンと電気ストーブ・ヒーターを上手に使い分ける
- ・扇風機やサーキュレーターで部屋の上部の暖気を循環させる
- ・ホットカーペットは人のいる部分だけを温める
- ・暖房便座の設定温度を下げ、使用後はふたを閉める
- ・長時間点灯する照明には、LED電球を使う